

様式第16号(第15条関係)

開発許可を受けた者の住所及び氏名	米子市二本木1088番地1			地位の承継	承継人の住所及び氏名	
	株式会社辻工務店 代表取締役 辻 一郎					
開発許可の年月日及び番号	平成25年10月29日 受米建指第 3139 号			承継(受理)年月日	承継の原因	
許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市 車尾四丁目 1772番 1 車尾四丁目 1772番 2の一部			備考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等 2 許可条件 (1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること (2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の設置がある場合は、公共施設管理者に協議書等を提出すること (3) 万一当該開発行為を中断又は中止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること (4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建設し、又は特定工作物を建設することはできません。	
	開発区域の面積	1, 456. 14 m ²	工区別面積			
	予定建築物等	専用住宅、兼用住宅 (自己用以外)				
	法第41条第1項の規定による制度の名称					
変更許可	年月日	変更の内容				
	平成26年 2月25日	開発区域の面積変更(当初開発区域より一部除外)				
完了検査	工区名	検査年月日	検査済証	完了公告の年月日及び番号		
		平成26年 3月 3日	平成26年 3月 3日 受米建指第 5032号	平成26年 3月 5日 第 48号		